

## 第6回 斜里町農業委員会総会会議録

1. 召 集 令和2年12月23日(水) 13時30分  
第6回 斜里町農業委員会を役場2階大会議室に招集した

2. 開 会 令和2年12月23日(水) 13時23分

3. 閉 会 令和2年12月23日(水) 14時18分

### 4. 出席委員

1 番 青柳	2 番 山口	3 番 馬場	4 番 星	5 番 尾崎
<del>6 番 田中</del>	7 番 泉	8 番 菊池	<del>9 番 岩井</del>	10 番 市村
11 番 波多野	12 番 菅野	13 番 佐藤	14 番 小池	15 番 菱川
16 番 島田	—	—	—	—

5. 欠席委員 6 番—田中委員 9 番—岩井委員

6. 議事録署名委員 10 番—市村委員 11 番—波多野委員

7. 付議議件  
議案第 24 号 農地法第18条の規定による合意解約通知について  
議案第 25 号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第 26 号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第 27 号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第 28 号 斜里町農用地利用集積計画案の承認について  
議案第 29 号 土地の現況地目証明願いについて

### 8. 農業委員会事務局職員

事務局長 伊藤 智哉  
事務局 笠井 孝弘  
神矢 拓郎  
羽田野 由美子

9. 会議の概要

事務局	<p>第 6 回斜里町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>本日の欠席委員は 6 番一田中委員、9 番一岩井委員となっております。</p> <p>出席委員は 16 名中 14 名で定数に達していますので農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により総会には成立しております。</p> <p>議長よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>それでは第 6 回斜里町農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>日程 1、議事録署名員に、10 番一市村委員、11 番一波多野委員を委嘱します。</p> <p>日程 2、議案第 24 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について説明お願ひします。</p>
事務局	<p>議案第 24 号農地法第 18 条の規定による合意解約通知について</p> <p>下記のとおり提出のあった合意解約通知の成立状況について確認を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については、字朱円東 8 筆、地目畑、合計面積は 49,189.35 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 30 年 12 月 26 日から令和 3 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 1 日となっております。</p> <p>番号 2、関係の土地については、字朱円東 2 筆、地目畑、合計面積は 31,899 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 4 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 1 日となっております。</p> <p>番号 3、関係の土地については、字大栄 6 筆、地目畑、合計面積は 108,181 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 26 年 12 月 22 日から令和 7 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 1 日となっております。</p> <p>番号 4、関係の土地については、字大栄 9 筆、地目畑、合計面積は 116,487.15 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 31 年 2 月 28 日から令和 11 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 1 日となっております。</p> <p>番号 5、関係の土地については、字朱円東 1 筆、地目畑、合計面積は 49,576 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 24 年 12 月 21 日から令和 4 年 12 月 20 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 11 月 1 日となっております。</p> <p>番号 6、関係の土地については、字朱円東 5 筆、地目畑、合計面積は 23,595 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 24 年 12 月 20 日から令和 4 年 12 月 20 日と令和 1 年 9 月 30 日から令和 11 年 9 月 29 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 11 月 1 日となっております。</p>

番号 7、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畑、面積は 30,219 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 20 年 4 月 11 日から平成 30 年 4 月 10 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 9 日となっております。

番号 8、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畑、面積は 910 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は平成 26 年 12 月 8 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 14 日となっております。

番号 9、関係の土地については、字大栄 8 筆、地目畑、合計面積は 48,900 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 19 年 6 月 26 日から平成 24 年 11 月 30 日と平成 22 年 2 月 26 日から令和 1 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 9 日となっております。

番号 10、関係の土地については、字来運 4 筆、地目畑、合計面積は 33,127 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 4 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 9 日となっております。

番号 11、関係の土地については、字来運 1 筆、地目畑、面積は 30,000 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、契約期間は令和 1 年 12 月 25 日から令和 6 年 11 月 30 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 9 日となっております。

番号 12、関係の土地については、字以久科北 4 筆、地目畑、合計面積は 17,179 m<sup>2</sup>、利用権の種類は 3 条の賃貸借、契約期間は平成 30 年 1 月 23 日から令和 3 年 1 月 22 日、合意解約の合意が成立した日、合意による解約をした日、土地の引き渡しの時期は令和 2 年 12 月 11 日となっております。

別紙の合意解約書の写しの確認もお願いします。以上です。

議長

合意解約通知について確認決定してよろしいですか。

全員

よろしいです。

議長

それでは決定とします。

日程 3、議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請について説明をお願いします。

事務局

議案第 25 号農地法第 3 条の規定による許可申請について

農地又は採草放牧地の権利移動又は権利設定の許可申請について審議を求める。

区分 1、関係の土地については字大栄 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 40,458 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農するので所有地を賃貸する。借人が経営規模

拡大のため賃借するとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 2、関係の土地については字大栄 2 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 23,835 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農するので所有地を賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 3、関係の土地については字朱円東 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 49,576 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 4、関係の土地については字朱円東 5 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 23,595 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 5、関係の土地については字豊里 3 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 38,924 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が所有地を自作しないので賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 6、関係の土地については字大栄 6 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 48,900 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農しているので賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 7、関係の土地については字来運 1 筆、地目については記載のとおり、合計面積は 30,219 m<sup>2</sup>、申請の理由は貸人が離農しているので賃貸する。借人が経営規模拡大のため賃借するとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

区分 8、関係の土地については字以久科北 1 筆、地目については記載のとおり、面積は 31,242 m<sup>2</sup>、申請の理由は譲渡人が離農するので所有地を譲渡する。譲受人が経営規模拡大のため譲受するとなっています。

労働力・経営面積については記載のとおりとなっています。

位置図については 1、2、5、8 番は次頁記載、3、4、6、7 番は経営移譲のため省略となっています。

現地調査については 1、2、6、7 番が 12 月 21 日(月)山口委員、馬場委員、尾崎委員で行っています。3、4 番は 12 月 21 日(月)泉委員、青柳委員、菱川委員で行っています。5、8 番は 12 月 21 日(月)佐藤委員、菅野委員、市村委員で行っています。

別紙の農地法第 3 条調査書のとおり農地又は採草放牧地の権利移動制限の項目いづれも該当なしとなっていますのでこちらも併せて確認をお願いします。以上です。

議長

区分 1、2、6、7 の現地確認委員、山口委員どうでしたか。

山口委員	問題ありません。
議長	それでは、区分 1、2、6、7 を決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	区分 1、2、6、7 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 3、4 の現地確認委員、泉委員どうでしたか。
泉委員	問題ありません。
議長	区分 3、4 について、問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	区分 3、4 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 区分 5、8 の現地確認委員、佐藤委員どうでしたか。
佐藤委員	問題ありません。
議長	区分 5、8 について、問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし
議長	区分 5、8 について農地法第 3 条調査書の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 ここで一旦総会を休憩とし協議事項 1 番の説明をお願いします。 (一時休憩) それでは休憩を解き日程 4、議案第 26 号農地法第 4 条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	議案第 26 号農地法第 4 条の規定による許可申請について 農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。 区分 1、関係の土地については字来運 1 筆、地目畑、面積は 923 m <sup>2</sup> 申請の理由については農業用施設の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。 区分 2、関係の土地については字来運 1 筆、地目畑、面積は 711 m <sup>2</sup> 申請の理由につ

	<p>いては農業用施設の建設の追認、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 12 月 21 日(月)岩井委員、馬場委員、尾崎委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>区分 1、2 現地確認委員、馬場委員どうでしたか。</p>
馬場委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>問題なしということで、決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表確認の結果と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 5、議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 27 号農地法第 5 条の規定による許可申請について</p> <p>農地又は採草放牧地の転用に係る下記の者の申請について審議を求める。</p> <p>区分 1、関係の土地については字朱円西 3 筆、地目畑、合計面積は 4,128 m<sup>2</sup>申請の理由については農業用施設の建設、転用の概要については記載のとおりとなっております。</p> <p>位置図は同頁記載のとおり、現地確認は 12 月 4 日(金)青柳委員、泉委員、田中委員、菱川委員で行っています。</p> <p>別紙の農地転用許可申請に係る審査表の確認もお願いします。以上です。</p>
議長	<p>現地確認委員の泉委員どうでしたか。</p>
泉委員	<p>問題ありません。</p>
議長	<p>問題なしということで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農地転用許可申請に係る審査表の確認と現地調査の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>日程 6、議案第 28 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について説明をお願いします。</p>

事務局	<p>す。</p> <p>議案第 28 号斜里町農用地利用集積計画案の承認について</p> <p>(1)所有権の移転関係</p> <p>番号 1、関係の土地については、字朱円 1 筆、地目畑、面積は 27,189 m<sup>2</sup>、申請の理由については譲渡人が離農しているため譲渡したい、譲受人は経営規模拡大のため譲受するとなっています。価格については 7,267 千円、反当り 267 千円となっています。幹旋委員は菱川委員長、田中副委員長、青柳委員、泉委員、小池委員で行なっています。位置図については同頁に記載となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書も確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>所有権の移転関係を決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(2)利用権の設定関係の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(2)利用権の設定関係</p> <p>番号 1、関係の土地については字来運 20 筆、地目畑、合計面積は 405,469 m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 12 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>番号 2、関係の土地については字来運 4 筆、地目畑、合計面積は 33,127 m<sup>2</sup>、利用権の種類は貸貸借、期間は公告日から令和 7 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 9,000 円、支払方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 3、関係の土地については字来運 1 筆、地目畑、面積は 30,000 m<sup>2</sup>、利用権の種類は貸貸借、期間は公告日から令和 12 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 8,000 円、支払方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 4、関係の土地については字大栄 9 筆、地目畑、合計面積は 116,487.15 m<sup>2</sup>、利用権の種類は貸貸借、期間は公告日から令和 13 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 12,000 円、支払方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 5、関係の土地については字大栄 38 筆、地目畑、合計面積は 320,255.59 m<sup>2</sup>、利用権の種類は使用貸借、期間は公告日から令和 13 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>番号 6、関係の土地については字大栄 6 筆、地目畑、合計面積は 108,181 m<sup>2</sup>、利用権の種類は貸貸借、期間は公告日から令和 13 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 12,250 円と 3,000 円、支払方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>番号 7、関係の土地については字来運 1 筆、地目畑、面積は 4,105 m<sup>2</sup>、利用権の種類</p>

	<p>は使用貸借、期間は公告日から令和 13 年 11 月 30 日までとなっています。</p> <p>番号 8、関係の土地については字峰浜 2 筆、地目畑、面積は 4,045 m<sup>2</sup>、利用権の種類は賃貸借、期間は公告日から令和 12 年 11 月 30 日まで、借賃は反当たり 7,000 円、支払方法は毎年 11 月末日までに指定口座に振り込みとなっています。</p> <p>位置図について 1 から 7 番は経営移譲のため省略、8 番は継続のため省略となっています。</p> <p>別紙に利用集積更新の賃貸借の一覧を添付しています。47 件ありますので確認をお願いします。位置図については継続更新のため省略となっています。</p> <p>別紙、農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認をお願いします。以上です。</p>
議長	<p>(2)の利用権の設定関係について 1 から 8 番まで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>更新分で何かありますか。</p> <p>別紙の 50 番まで先に決定し、51 から 55 番までは関係委員がおられますのでそれぞれ退席をしていただいて決定したいと思います。問題なければ 9 から 50 番まで決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>51 番の案件について佐藤委員退席をお願いします。</p> <p>(佐藤委員退席)</p> <p>51 番について決定してよろしいですか。</p>
全員	<p>異議なし。</p>
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(佐藤委員着席)</p> <p>52 番の案件について小池委員退席をお願いします。</p> <p>(小池委員退席)</p> <p>52 番について決定してよろしいですか。</p>



全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(小池委員着席)</p> <p>53、54 番の案件について菅野委員退席をお願いします。</p> <p>(菅野委員退席)</p> <p>53、54 番について決定してよろしいですか。</p>
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(菅野委員着席)</p> <p>55 番の案件について青柳委員退席をお願いします。</p> <p>(青柳委員退席)</p> <p>55 番について決定してよろしいですか。</p>
全員	異議なし。
議長	<p>農業経営基盤強化促進法 18 条 3 項の調査書の確認の結果、異議なしと認め決定します。</p> <p>(青柳委員着席)</p> <p>日程 7、議案第 29 号土地の現況地目証明願いについて説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 29 号土地の現況地目証明願いについて 次の申請について審議を求める。</p> <p>番号 1、関係の土地については字以久科北 1 筆、公簿、現況地目は記載のとおり、面積は 1,981 m<sup>2</sup>、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。</p> <p>番号 2、関係の土地については字以久科北 1 筆、公簿、現況地目は記載のとおり、面積は 1,333 m<sup>2</sup>、証明を必要とする理由については、地目変更登記申請のためとなっています。</p> <p>位置図については同頁に記載のとおりとなっています。</p> <p>現地確認については 12 月 21 日(月)市村委員、菅野委員、波多野委員で行っています。以上です。</p>
議長	現地調査委員、市村委員どうでしたか。

市村委員	問題ありません。
議長	問題なしということで決定してよろしいですか。
全員	異議なし。
議長	現地調査の結果、異議なしと認め決定します。 ここで休憩とし、日程 8 その他、協議・報告事項の説明をお願いします。 (一時休憩) 本会議に戻し、全体を通して何か意見等ありませんか。
全員	ありません。
議長	以上をもちまして第 6 回斜里町農業委員会総会を終わります。

前記会議の顛末を記録し、その相違なき事を記すために茲に署名する。

令和 2 年 1 2 月 2 3 日

斜里町農業委員会 会長 島田 秀一

議事録署名委員

市村 仁宏

議事録署名委員

波多野 克哉